

info **未婚の児童扶養手当受給者
臨時・特別給付金**

児童扶養手当を受給されている方のうち、未婚のひとり親の方に対し、今年度の臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

▼支給対象者

左記の①から③の全ての要件を満たす方が対象です。

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父か母
- ②基準日（令和元年10月31日）において、これまで婚姻（法律婚）をしたことがない方
- ③基準日（令和元年10月31日）において、事実婚をしていない方が事実婚の相手方の生死が明らかでない方

詳しくは、児童扶養手当の現況届に同封する案内をご覧ください。申請がない場合、給付金が支給されませんので、ご注意ください。

▼支給額 1万7500円 ▼受付期間 令和元年8月1日（木）～令和2年2月3日（月） ※土日祝日は除く ▼問合せ 福祉課子育て支援係 ☎28・0936

Info **現況届の提出を**

児童扶養手当、県道児手当、町子ども福祉手当を受給されている方

年1回、現況届の提出が必要です。対象者には、7月下旬に必要な書類を郵

送しています。必要事項を記入の上、役場1階5番窓口福祉課に提出してください。現況届の提出がない場合、引き続き手当を受けられなくなりますので注意してください。今年の11月から奇数月に手当が支給となります。

▼受付期間 8月1日（木）～8月30日（金） ※土日祝日は除く

▼問合せ 福祉課子育て支援係 ☎28・0936

県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給されている方

年1回の所得状況届か現況届の提出が必要です。この届出がない場合、引き続き手当を受けられなくなります。

手当を受けることができるのは別表に該当する方です。必要書類については福祉課から送付します。必要事項を記入・捺印の上、役場1階5番窓口福祉課へ提出してください。

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護保険適用の介護療養型医療施設・障害者支援施設などの施設に入所している方や病院に3か月以上入院されている方は、県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けられません。喪失の手続きをしてください。

▼受付期間 県在宅重度障害者手当 8月1日（木）～8月30日（金）
特別障害者手当、障害児福祉手当、特別

児童扶養手当 8月9日（金）～9月11日（水）

▼提出先・問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

別表（対象者一覧）

手当の種類	国・県の別	対象となる方
県在宅重度障害者手当	県	身体障害者1級または2級の手帳所持の方。知的障害者でIQ35以下の方。身体障害者3級および知的障害者IQ50以下の方。
特別障害者手当	国	20歳以上の方で身体障害者2級以上の障がい重複して有する方、または身体障害者2級以上の障がいを有し、知的障害IQ20以下の方。
障害児福祉手当	国	20歳未満の児童で身体障害者1級の障がいを有する児童、または知的障害IQ20以下の児童。
特別児童扶養手当	国	身体障害者1級から3級または知的障害IQ50以下の障がい、病状のある20歳未満の児童を育てている保護者

※国制度と県制度の手当を同時に受給することはできません。

Info **飼いのルールとマナー**

ペットの飼いの主の方はルールやマナーを守ってください。日頃のしつけは、災害時の避難対策につながります。

▼犬の散歩の際には、必ずリード（引き綱）をつけてください。
▼無駄吠えをしないようにしつけてください。

▼公園の砂場や、他人の家の前などではフン・尿をさせないようにしつけ、フンの後始末は、飼いが責任をもって行ってください。尿は、散歩時に水のペットボトルを携帯し、洗い流すようにこころがけてください。

▽飼いのいない猫などには無責任にえ

さを与えないようにしてください。

狂犬病予防注射

狂犬病は犬だけの病気ではなく、人を含め全ての哺乳類に感染します。一度発症すると有効な治療法がない恐ろしい病気です。狂犬病予防法では、生後90日を超える犬の飼いは、狂犬病予防注射を受けさせる義務を定めています。まだお済みでない方は最寄りの動物病院で必ず受けさせてください。

▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916 ※犬の飼いやしつけなどの相談は、愛知県動物保護管理センター尾張支所で受けられます（☎0586・78・2595）

Info **ペットが死亡したときは**

町では、亡くなったペットの火葬をしています。次のとおり役場へお持ち込みください。

▼持ち込み方法 亡くなったペットを段ボールに入れていただき、役場1階2番窓口住民課までお持ち込みください。

▼料金 2910円

▼火葬する業者 (有)動物愛護協会 ペット葬儀に関するトラブルは数多く存在します。トラブルに巻き込まれないよう、ご注意ください。

▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916